

グループホーム 北花田
認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用）
／介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
運営規程

（目的）

第1条 この規程は、株式会社 IMATOKU が設置運営するグループホーム 北花田の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
又、介護予防に当たっては利用者の生活機能の維持又は向上すべく生活支援に努める。

（運営の方針）

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 前各項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年4月1日施行）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。
- 7 自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価または運営推進会議における評価を受けて、常にその改善を図るものとする。
- 8 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する。
- 9 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険法等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

（事業所の名称）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 グループホーム 北花田
- ② 所在地 堺市北区新堀町二丁119番地

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 (常勤・3ユニット兼務)
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 3名 (常勤・介護職兼務)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員 17名 (常勤) 3名 (常勤兼務) 3名 (非常勤)
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、27名とする。

内訳 1階ユニット9名、2階ユニット9名、3階ユニット9名
短期利用 (介護予防含む) は空室ある場合のみ各ユニット1名

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護 (短期利用) ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用) の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護 (短期利用) ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用) 含むサービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画 (短期利用) ・介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用) の介護計画 (以下、介護計画) を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

①	敷金	退去時、原状回復(リフォーム)費用及び債務未払い金等を差し引き、残金返却	300,000円
②	家賃	個室使用料	65,000円
③	食事費	食材、おやつ、行事費を含む※個別対応は要別途費用	42,000円
④	管理費	水道光熱費、安全衛生管理費等	25,000円
⑤	共益費	各種設備維持管理費、防犯安全設備維持費等	17,000円
⑥	その他費用	日常生活に必要な費用で利用者が負担することが適当と認められる費用	実費

- 2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座引落としによって指定期日までに受けるものとする。
- 4 短期利用・介護予防短期利用の利用料は、介護報酬の告示の額とする。但し次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

①		退去時、原状回復(リフォーム)費用	実費	
②	家賃	個室使用料	2,167円	1日当たり
③	食事費	食材、おやつ、行事費を含む※個別対応は要別途費用	1,400円	
④	管理費	水道光熱費、安全衛生管理費等	833円	
⑤	共益費	各種設備維持管理費、防犯安全設備維持費等、	567円	
⑥	その他費用	日常生活に必要な費用で利用者が負担することが適当と認められる費用	実費	

(短期利用・介護予防短期利用の入居期間)

第10条 入居日数について、数日～最大30日とする。

(入退居に当たっての留意事項)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護(短期利用)・指定介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)の対象者は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
 - ② 自傷他害のおそれがないこと
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第 12 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(衛生管理)

第 13 条 指定認知症対応型共同生活介護（短期利用）・指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応策)

第 14 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 15 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(苦情処理)

第 16 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 17 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(情報公開)

第 18 条 本事業において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知、以下「省令基準通知」という。）第 12 の 4 の (12) に基づき、本事業所事務所受付カウンターに文書により掲示し公開する。

- 2 前項に定める内容は、省令基準通知により定める事項及び当事業所が提供する認知症対応型共同生活介護（短期利用）・介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）の利用及びその家族の

プライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

（虐待の防止に関する措置）

第 19 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、授業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（業務継続計画の策定等）

第 20 条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント対策の強化）

第 21 条 本事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（身体拘束）

第 22 条 本事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体の保護のために緊急もしくはやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動制限を行わないものとする。

- 2 本事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、事前に理由及び一連の経緯を利用者及び利用者のご家族に説明し、同意を得るものとします。また、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 23 条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時
- 2 本事業所は、全ての従業者（介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる為に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

運営規程

グループホーム北花田

文書管理 : I-GH 運-250201